

○前回WGにおける意見を踏まえ、主に自家発自家消費のために発電設備を維持・運用する事業者に一定の配慮措置を講ずる観点から、以下の3つの要件のいずれをも満たす発電設備(系統への連系点単位で捕捉。以下同じ。)について、発電設備ごとの託送契約上の同時最大受電電力(同時に逆潮可能な電力の値)を事業者単位で合計し、その値が1万kWを超える事業者を発電事業者とすることとしてはどうか。

- ①当該発電設備の発電容量(kW)に占める託送契約上の同時最大受電電力(kW)の割合が5割を超えること(※)。[P.5参照]  
※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えること。
- ②当該発電設備の年間の発電電力量(kWh)(所内消費量等を除く)に占める系統への逆潮流量(kWh)(特定供給等を除く。)の割合が5割を超えることが見込まれること(※)(自家発自家消費率が5割以下であると見込まれること。)。[P.6参照]  
※ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が1割を超えることが見込まれること。
- ③当該発電設備の発電容量が1000kW以上であること。[P.7参照]

○なお、こうした要件に該当しない電源であっても、系統に接続しており、かつその発電設備の発電容量が1000kW以上である場合には、特定自家用電気工作物(以下「特定自家発」という。)に該当することになり、国による供給勧告の対象となりうることから、安定供給確保に大きな支障はないものと考えられる。

### 要件①

$$\frac{\text{託送契約上の同時最大受電電力}}{\text{発電設備の発電容量}} > 50\%$$

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

### 要件②

$$\frac{\text{系統への逆潮流量 - 特定供給等分}}{\text{総発電量 - 所内消費量}} > 50\%$$

ただし、発電容量が10万kWを超える場合には、上記の値が10%を超えること。

### 要件③

$$\text{発電設備の発電容量} \geq 1000\text{kW}$$

※なお、ある発電設備が要件①～③を満たすかどうかを判断するにあたっては、系統への連系点単位で判断する。

これら3つの要件をいずれも満たす発電設備のみについて、その同時最大受電電力の値を事業者単位で合計し、1万kWを超えるかどうかを確認する。

## 改正電気事業法 抜粋

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十三 (略)

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五～十八 (略)

※総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 第8回制度設計ワーキンググループ資料より